

令和5年4月28日

各高齢者施設・住まい
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う県の対応について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類」に見直されます。

県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、県の取り組みの変更点について議論しました。

事業者の皆様における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応については以下のとおりです。

- ・感染防止対策は、国や自治体が一律に求めることはなくなり、事業者の皆様が自主的に取り組んでいただくことがベースとなります。
- ・「感染防止対策取組書」は様式を一部見直し、県ホームページで様式を提供しますので、ご希望に応じてダウンロード可能です。
- ・県ホームページで事業者の自主的な取組の参考となる情報を提供しますので、ご参考にしてください。
- ・「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」は5月7日で終了します。

上記詳細については別添「第75回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」のとおりです。なお、当該資料中17頁以降「5 高齢者施設等における対応」等について記載しています。

高齢者施設等におかれましては、感染症法上の位置づけが「五類」に変更後も、【別紙】のとおり、引き続き、感染防止対策の徹底及びサービスの継続をお願いします。

別添

- ・ 知事メッセージ
- ・ 第75回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

(特養・SS・養護・軽費)

福祉施設グループ (内線 4855)

(介護医療院・老健・GH・有料・サ高住)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

(通所・訪問系サービス)

在宅サービスグループ (内線 4824)

高齢者施設は重症化リスクが高い高齢者が多く生活されていることを踏まえ、平時からの取組を強化しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続していただくようお願いします。また、高齢者施設等における各種サービスの提供は、利用者の方々やその家族が生活を継続する上で欠かせないものであり、改めて、次の点にご留意の上、感染防止対策の徹底及びサービスの継続をお願いします。

1 感染対策等

- 令和5年4月18日付け国事務連絡「高齢者施設等における感染対策等について」及び令和5年4月14日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」等を踏まえ、感染対策等をお願いします。

【高齢者施設等における感染対策等について】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=15262>

【新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=15267>

2 感染発生時の連絡

引き続き、感染者が一人でも発生した場合には、令和3年3月1日付け事務連絡「施設・事業所における新型コロナウイルス感染症にかかる報告について」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を「日次報告Webフォーム」に入力し、日々の状況を報告してください。(横浜市・川崎市・横須賀市に所在する施設・事業所を除く)

【日次報告 web フォーム URL】

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/823d0f73ff916fea8ddac33a2e65a6b4bacf860d50b32c9a6cc26d308ff52dca>

【日次報告 web フォーム入カマニュアル掲載場所】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

3 衛生・防護用品の備蓄

感染発生時に使用する衛生・防護用品について備蓄が十分か確認し、不足が見込まれる物資は確保するようにしてください。なお、県が行っていた衛生用品の緊急支援は5月7日をもって終了させていただきます。

4 サービス提供体制確保事業費補助

感染者や施設内療養者が発生した場合、介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には想定されないかかり増し経費を支援します。

なお、施設内療養費については、感染者が発生した際に対応できる医療機関を確保しているなどの要件を満たした施設が補助対象となります。

これまでの新型コロナウイルス感染症に関する県からの事務連絡は、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」及び県ホームページを御参照ください。

(掲載場所)

○介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11 . 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=22&id=1039>

○神奈川県ホームページ

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>